

豊明市議会基本条例

豊明市議会（以下「市議会」という。）は、二元代表制のもと、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、自治体行政の執行について評価・監視機能、立法機能並びに政策立案及び提言等の機能を十分発揮し、もって地方自治の本旨の実現を目指すものである。

地方分権の進展に伴い、市議会の果たすべき責務が重要性を増している中で、市議会及び議員は、より一層の市民からの信頼に応えるため、政策立案及び提言等を積極的に行うことができる政策形成機能の向上を図っていかなければならない。ここに、市議会の活動原則その他の基本的事項を明らかにし、さらなる機能発揮を目指すためにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市議会の運営及び議員に係る基本事項を定めることにより、市議会がその権能を発揮し、もって市政の発展並びに市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第2条 市議会は、市政を監視し、けん制する機能を十分に発揮するとともに、次に掲げる基本原則に基づき議会活動を行うものとする。

- （1） 公正性及び透明性を確保するとともに、分かりやすい表現による審議を行う等市民に開かれた市議会を目指すこと。
- （2） 政策等を自ら提案し、又は執行機関に提案するように努めること。
- （3） 市議会が合議制機関であり、言論の府であることを認識し、議員相互間の討議による運営を行い、議論を尽くした上で合意形成を図ること。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員としての資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

（会派）

第4条 議員は、市議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派に関し必要な事項は、別に定める。

(通年議会)

第 5 条 市議会は、定例会の回数を年 1 回とし、会期を通年とする。

2 市議会の会期を通年とするための必要な事項は、別に定める。

(議員と市長等の関係)

第 6 条 議会審議において、議員と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)は、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と市長等及びその職員の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(反問権)

第 7 条 本会議又は委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第 8 条 市議会は、市長が提案する政策について、議会審議において論点となる情報を形成し、その政策水準を高めることに役立てるため、市長に対し、必要な説明資料等の提出を求めることができる。

(予算及び決算における政策説明)

第 9 条 市議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料等の提出を市長に対して求めることができる。

(委員会の活動)

第 10 条 委員会は、審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

(政務調査費)

第 11 条 政務調査費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであり、適正に執行しなければならない。

2 政務調査費の交付に関しては、別に定める。

(市民との情報共有)

第 12 条 市議会は、市民に対し情報を公開し、市民との情報の共有に努めなければならない。

(議会報告会)

第13条 市議会は、議会活動について市民等に対し報告等を行う場(以下「議会報告会」という。)を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(市議会広報の充実)

第14条 市議会は、議案に対する各議員の対応を市議会広報等で公表し、情報の提供に努めるものとする。

2 市議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう市議会の広報活動に努めるものとする。

(議員研修の充実)

第15条 市議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員の研修機会の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第16条 市議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制強化)

第17条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び立法機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議員定数)

第18条 市議会が議員定数を改正するに当たっては、市の人口、面積、財政力等、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民全体の代表者としてその使命と責務を深く認識し、自らの人格と倫理の向上に努め、品位の保持に努めなければならない。

(条例の位置付け)

第20条 この条例は、市議会運営における基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(条例の見直し)

第21条 市議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等

を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討し、所要の措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。